

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本 題】 確定給付企業年金の2020年度財政決算結果について	P1
【コラム】 DB制度の剰余の扱いについて	P6

確定給付企業年金の2020年度財政決算結果について

1. はじめに

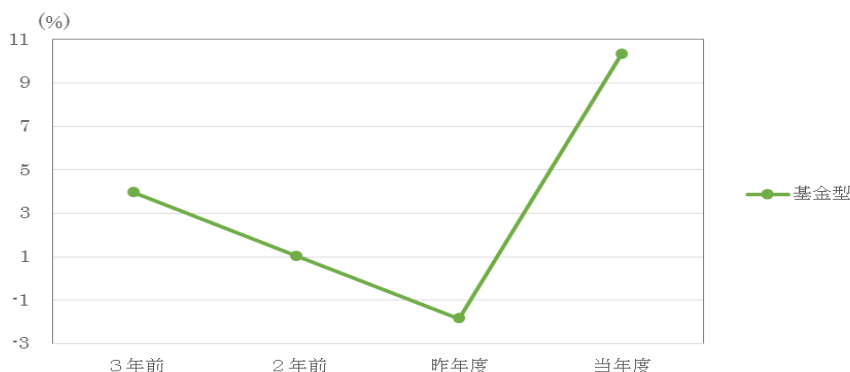
弊社に総幹事業務を委託いただいている確定給付企業年金制度の2020年度財政決算結果（資産運用利回りおよび積立比率等の分布状況など）について、過去の推移を交えながら解説いたします。なお、基金型については2021年3月末決算（全66件）を、規約型については2020年9月末決算、2020年12月末決算、2021年3月末決算および2021年6月末決算（全948件）を対象に集計しております。

2. 資産運用利回りおよび予定利率について

資産運用利回り（運用報酬控除後の時価ベース利回り）平均値の推移は＜図1-①＞および＜図1-②＞の通りです。資産運用利回りの平均は基金型で10.33%（昨年度△1.84%）、規約型の2021年3月末決算で11.81%（昨年度△3.07%）となり、基金型、規約型共に昨年度から大幅に上昇しました。規約型の決算期毎の推移を見ると、昨年度は2019年9月末決算△0.19%、2019年12月末決算6.85%、2020年3月末決算△3.07%、2020年6月末決算△0.50%であったのに対し、今年度は、2020年9月末決算0.53%、2020年12月末決算1.68%、2021年3月末決算11.81%、2021年6月末決算10.64%となりました。2020年9月末決算はやや好転、2020年12月末決算では前年度からの反動によりマイナスとなりましたが、2021年3月末決算以降は昨年度末の新型コロナウイルス感染拡大の影響による株価急落からの反動により大きなプラスとなりました。

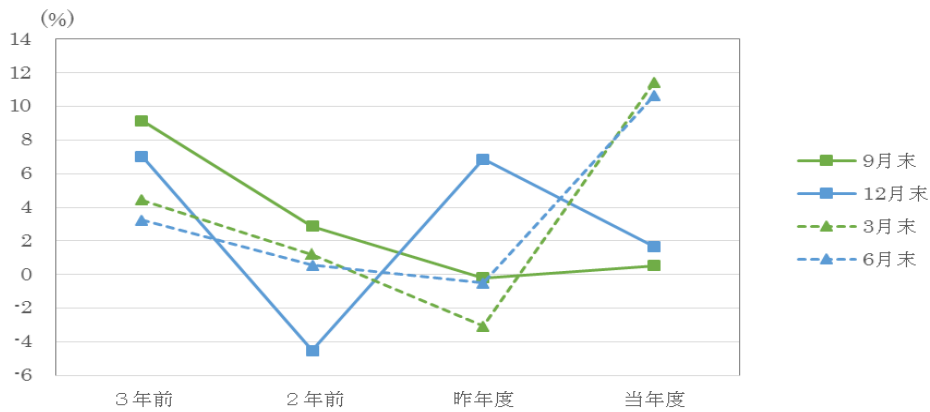
また、資産運用利回りおよび掛金率の算定に用いる予定利率の分布状況は、＜図2-①＞および＜図2-②＞の通りです。予定利率は年2.0%～2.5%を中心として分布しており、今年度の資産運用利回りは2020年9月末決算では予定利率を下回る制度が多かったものの、その他の決算期では基金型、規約型ともに大半が予定利率を上回っていることが分かります。

＜図1-①＞資産運用利回り平均値の推移＜基金型＞

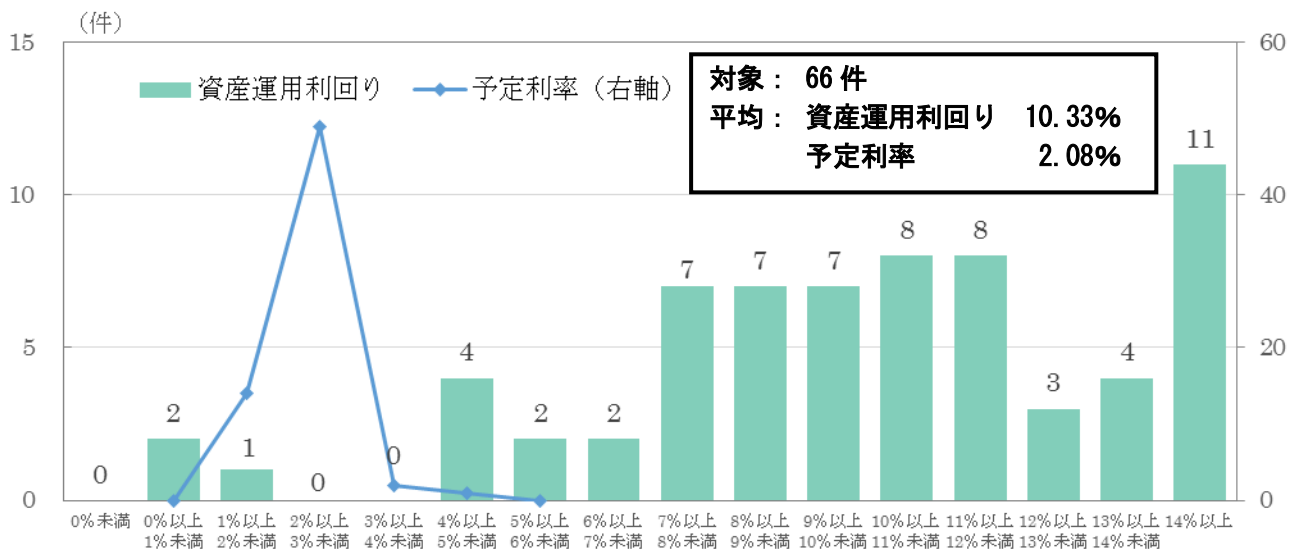


＜図1-②＞規約型の四半期ごとの資産運用利回り平均値の推移

(2020年9月末決算、2020年12月末決算、2021年3月末決算、2021年6月末決算)

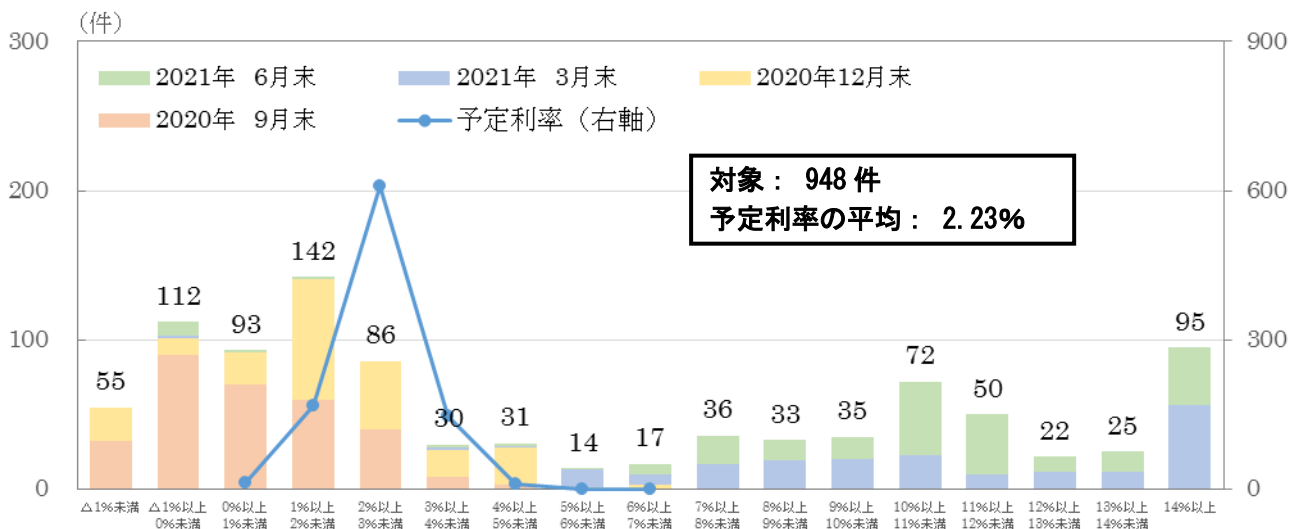


＜図2-①＞基金型における資産運用利回りおよび予定利率の分布状況(2021年3月末決算)



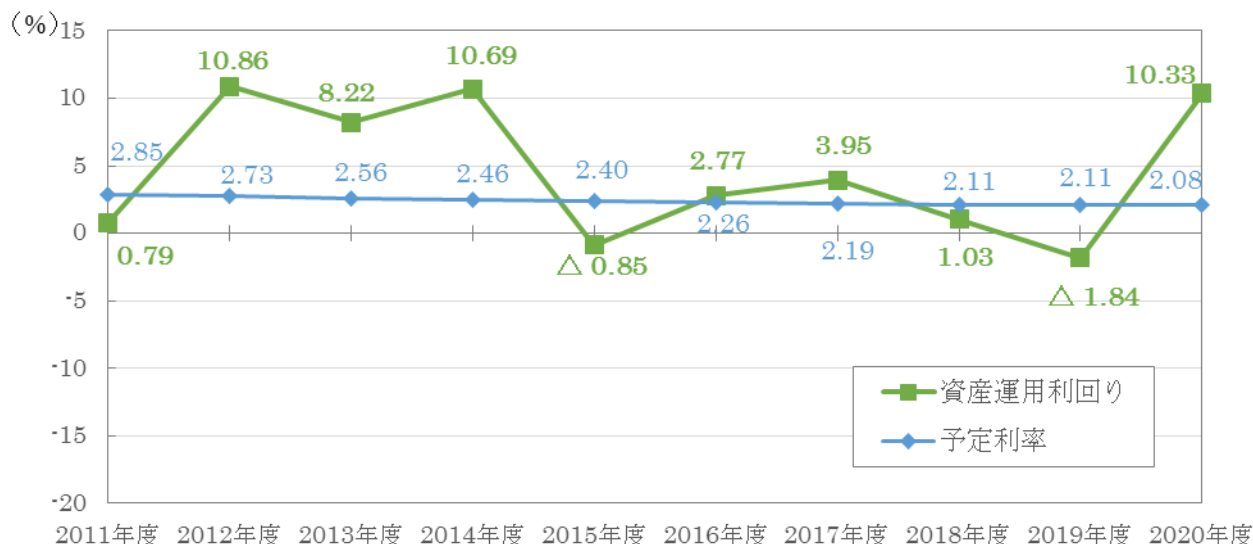
＜図2-②＞規約型における資産運用利回りおよび予定利率の分布状況

(2020年9月末決算、2020年12月末決算、2021年3月末決算、2021年6月末決算)

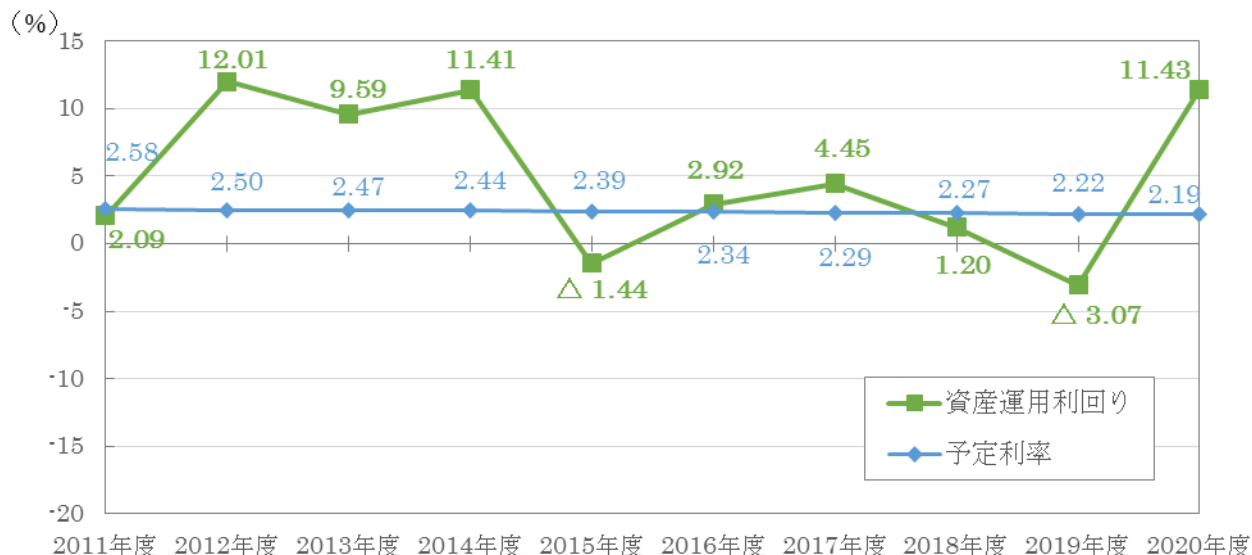


過去 10 年間の資産運用利回りおよび予定利率の平均値の推移は、〈図3-①〉および〈図3-②〉の通りです（規約型は 3 月末決算のみを対象に集計）。資産運用利回りについては、長期的な運用目標に応じたリスクをとった運用をする制度が一般的であることから、年度毎の変動が見られますが、過去 10 年間の利回りを 1 年あたりに換算すると基金型で 4.49%、規約型で 4.92%となり、長期的には一定の収益が得られていることが分かります。予定利率は、財政運営の安定志向を反映して、ここ 10 年間は一貫して低下傾向にあります。運用利回りと予定利率との比較をみると、過去 10 年間では運用利回りの方が上回っており、多くの制度で利差益が発生しています。

〈図3-①〉基金型における資産運用利回りと予定利率の推移(3 月末決算)



〈図3-②〉規約型における資産運用利回りと予定利率の推移(3 月末決算)



(注)3 月末決算のみを対象に集計。

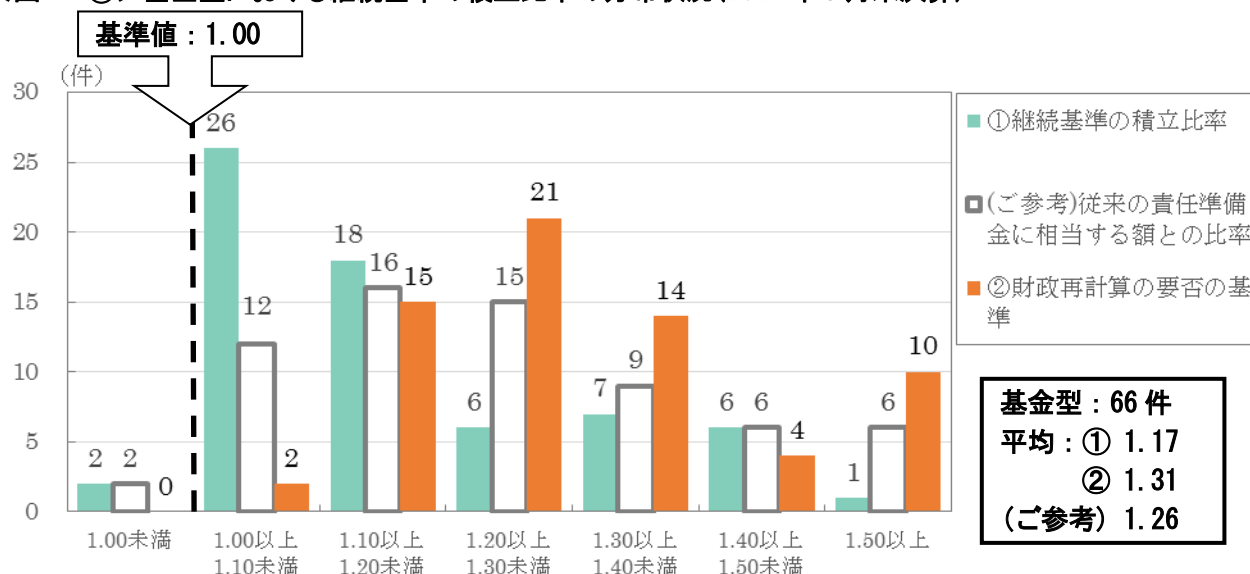
3. 継続基準の積立比率について

〈図4-①〉および〈図4-②〉は、継続基準の積立比率(=純資産額÷責任準備金)の分布状況です。継続基準の財政検証は、年金制度が今後も継続していく前提で将来の給付を賄うため必要な額(責任準備金)に対して積立金を十分保有しているかどうかを検証するものであり、当該比率が 1.00 以上であることが求められます。ただし、1.00 を下回っていても、財政再計算の要否の基準(=(数理上資産額+許容繰越不足金)÷責任準備金)が 1.00 以上であれば、財政再計算の実施を留保することができます。

積立比率の平均値は、基金型 1.17（昨年度：1.16）、規約型 1.24（昨年度：1.24）と、基金型は若干上昇し、規約型は昨年度と同水準となりました。運用環境が好調であったものの、2017年1月にリスク対応掛金の導入など新たな財政運営基準が導入されたことに伴い、年金資産の増加に応じて責任準備金が増加するようになったため、比率自体は小幅な上昇にとどまりました。ご参考として従来の責任準備金（数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価）による比率も同＜図4－①＞および＜図4－②＞に並べています。継続基準の比率と比較すると、こちらの比率の方が全体的に高いことが見て取れます。つまり、継続基準の積立比率は基準値（1.00）以上の場合は実質的な比率よりも低くなる傾向にあるということに注意が必要です。

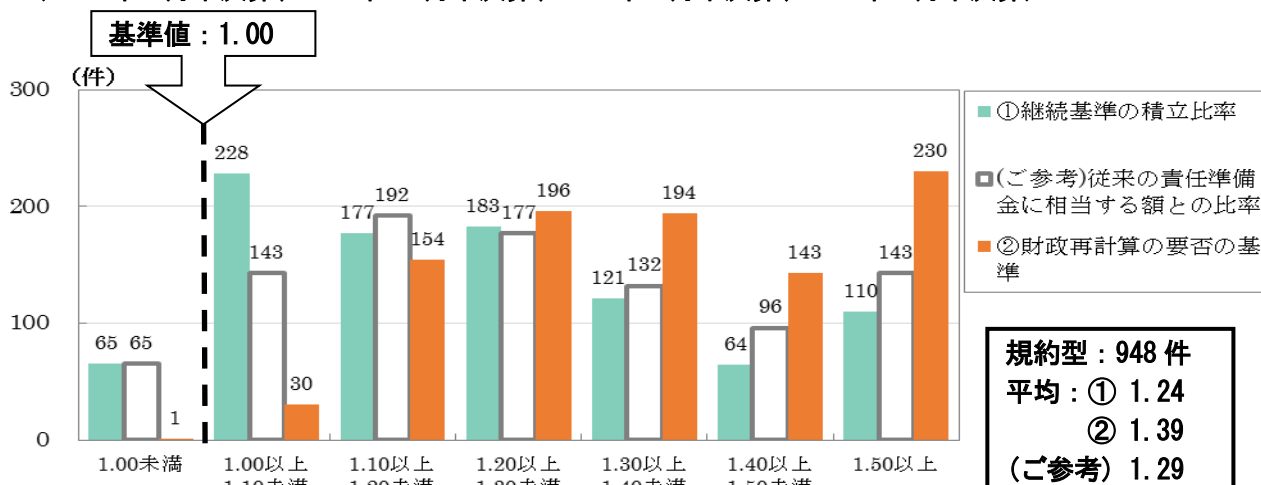
また、「継続基準の積立比率」が基準値を下回る制度は基金型で2件、規約型で65件ありましたが、一方で、「財政再計算の要否の基準」において基準値を下回る制度は基金型で0件、規約型で1件と、大半の制度において財政再計算の実施を留保することができる結果となりました。

＜図4－①＞基金型における継続基準の積立比率の分布状況(2021年3月末決算)



＜図4－②＞規約型における継続基準の積立比率の分布状況

(2020年9月末決算、2020年12月末決算、2021年3月末決算、2021年6月末決算)

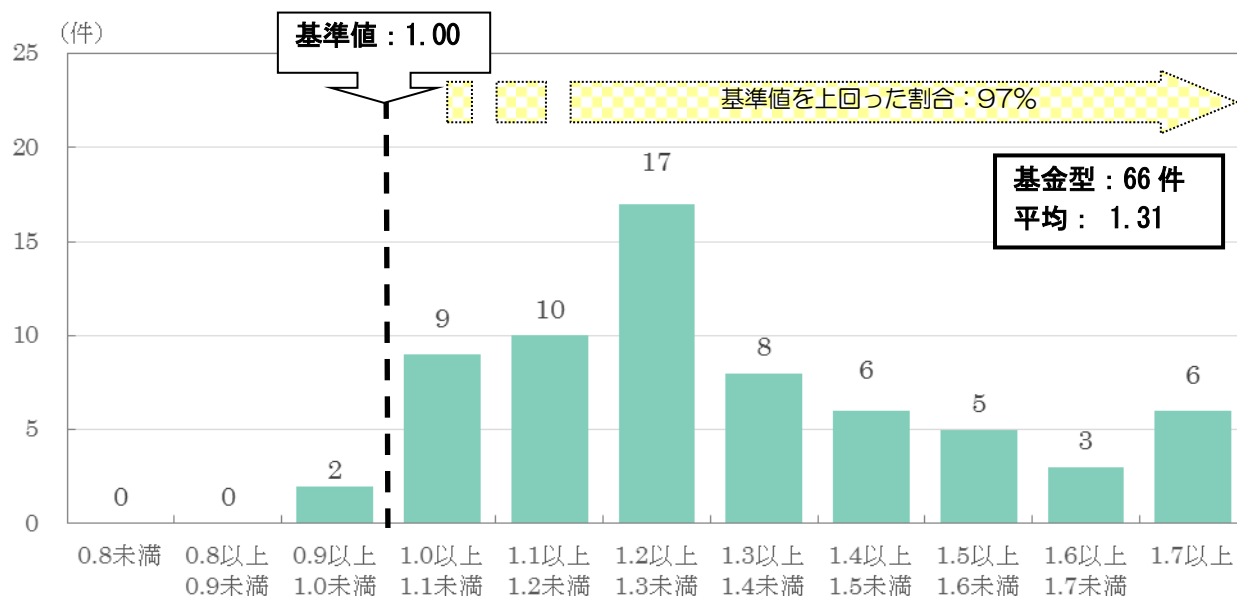


4. 非継続基準の積立比率について

＜図5－①＞および＜図5－②＞は、非継続基準の積立比率（＝純資産額÷最低積立基準額）の分布状況です。非継続基準の財政検証は、年金制度を終了した場合に既に発生しているとみなされる債務（最低積立基準額）に対し積立金を十分保有しているか検証するものであり、当該比率が1.00以上であることが求められます。

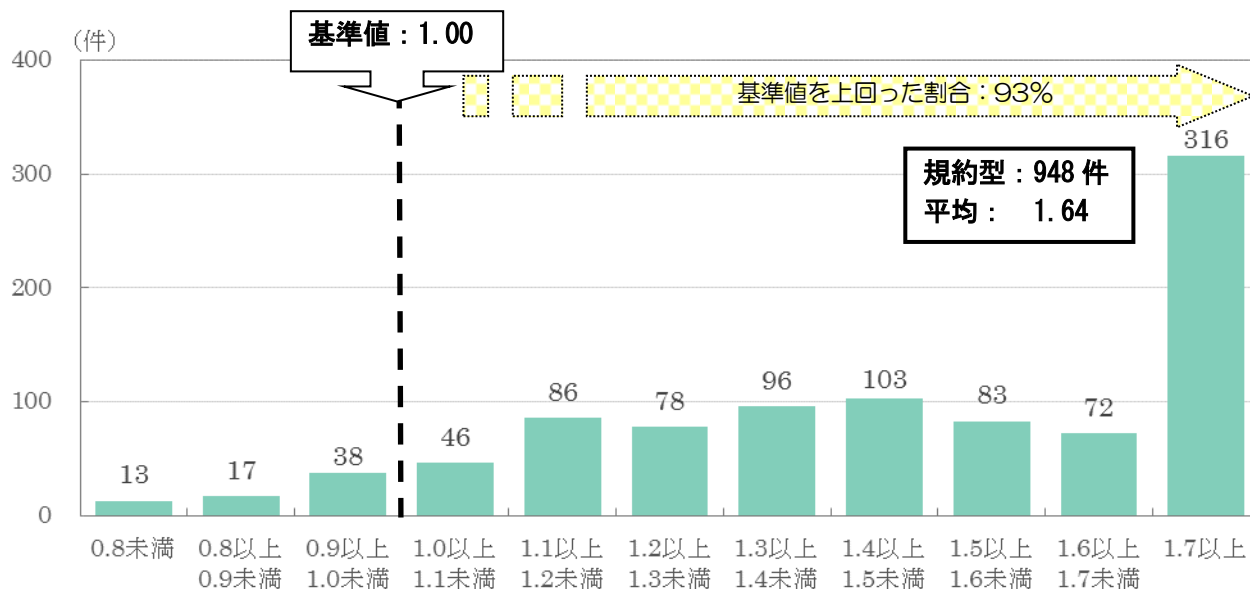
2020年度の積立比率の分布状況は、基金型においては全体の約97%（昨年度：95%）が、規約型においては全体の約93%（昨年度：92%）が基準値を上回っております。また積立比率の平均値は、基金型1.31（昨年度：1.30）、規約型1.64（昨年度：1.62）でした。2020年度は、2020年9月末および12月末決算では運用環境がやや低調だったものの、2021年3月末決算以降は運用環境が好調だったため、積立比率は上昇し、基金型・規約型いずれも基準値を上回った制度の割合が増加しました。

＜図5-①＞基金型における非継続基準の積立比率の分布状況(2021年3月末決算)



＜図5-②＞規約型における非継続基準の積立比率の分布状況

(2020年9月末決算、2020年12月末決算、2021年3月末決算、2021年6月末決算)

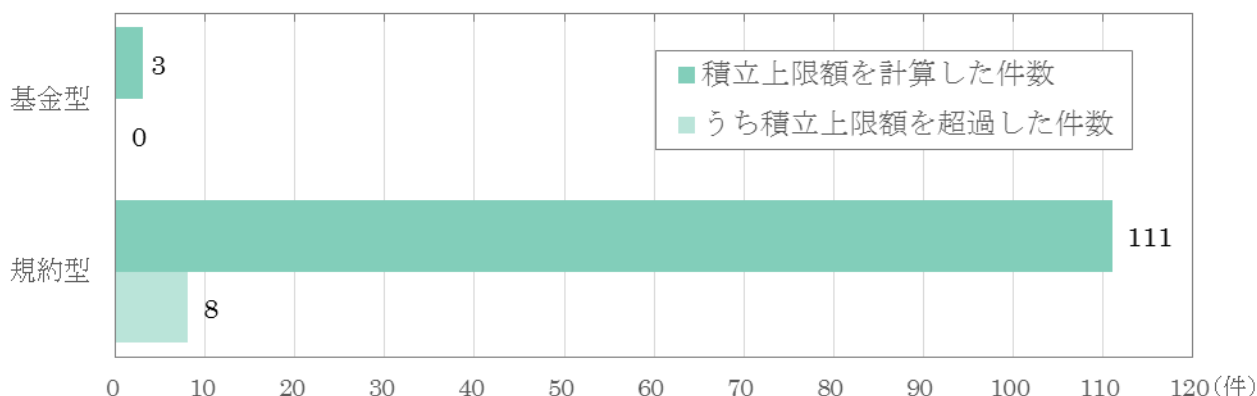


5. 積立超過の財政検証について

積立超過の財政検証では、数理上資産額が積立上限額を超過していないかどうかを検証します。積立上限額は、「積立上限額算出のための数理債務」と最低積立基準額のいずれか大きい額を1.5倍した額ですが、「積立上限額算出のための数理債務」は、より保守的な見込みで計算するため、財政検証における数理債務の額以上となります。そのため、数理上資産額が財政検証における数理債務と最低積立基準額のいずれか大きい額を1.5倍した額を上回らない場合は、数理上資産額が積立上限額以下となることが確実となるため、積立上限額の計算は不要とされています。

＜図6＞は、基金型、規約型において積立上限額を計算した件数および積立上限額を超過した件数です。積立上限額を超過した制度は、基金型で0件（昨年度：0件）、規約型で8件（昨年度：7件）でした。積立上限額を超過した場合は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する分から、掛金を一部または全部停止しなければなりません。

＜図6＞積立超過の財政検証の状況



6. まとめ

2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で2020年2月から3月にかけての一時的な株価急落からの反動もあり、年度全体で見ると運用環境が好調に推移したといえます。そのため、継続基準の判定においては、基準値を上回る制度が多数を占め、基準値を下回った制度についても、許容繰越不足金以内の不足に収まったため、ほとんどの制度で財政再計算の実施を留保することができました。一方で、従来であれば好調な運用環境により継続基準の比率が上昇するところ、2017年1月から導入された財政運営基準の下では、年金資産が増加した分責任準備金も増加するという仕組みが働き、見かけ上継続基準の積立比率自体の改善は小幅にとどまり、継続基準の基準値（1.00）以上である制度では財政状況が好転してもそれが積立比率に反映されにくいということも見て取れました。そのため、今後は継続基準の判定結果だけではなく、従来の責任準備金に相当する額との比率も参考にして財政状況を見極めることが大切です。

非継続基準の積立比率についても、運用環境が好調に推移したため上昇しました。一方で、足元の国債の利回りは依然低位で推移していることから、最低積立基準額の算出に使用する予定利率は横ばい、または低下していくことが予想されます。そのため、今後運用環境が悪化した場合には非継続基準の積立水準は低下することも考えられます。なお、2018年6月に非継続基準に抵触した場合における「積立比率方式による特例掛金」の計算方法が変更され、これにより特例掛金の拠出が必要と判定されるケースが増加しています。これらを踏まえ、特に非継続基準に抵触している、あるいは抵触しそうな制度については、特例掛金の発生を抑えるために、特別掛金により過去勤務債務を早期に償却することやリスク対応掛金を導入すること等により、積立水準の引き上げをご検討いただくことが望ましいと考えます。

（年金業務部 年金信託室 野田 英輔）

りそなコラム

DB制度の剰余の扱いについて

今回のコラムのテーマは、「DB制度の剰余の扱い」に関する、とある信託銀行の新人担当者「Aさん」と、その上司「B課長」との会話です。

Aさん：先日、財政検証の結果をご報告したお客さま（C社さま）から、運用状況が好調で今年度はリスク充足額が大きく増加し、別途積立金の水準も高い状態が続いているため、この別途積立金を有効活用したいとのことで、具体的にどのような有効活用方法があるのかとご質問を受けました。しかし、私の勉強不足故、ご質問に即答することができませんでした。B課長、DB制度の別途積立金の有効活用方法について教えていただけませんか。

B課長：わかりました。私は積立剰余の多い制度に対する別途積立金の取り扱いについては大きく分けて2つの有効活用方法があると考えているよ。それは、「掛金見直しや給付改善の原資として活用する方法」と「リスクバッファとして備えておく方法」だよ。

Aさん：ありがとうございます。順番に教えていただけますでしょうか。1つ目の「掛金見直しや給付改善の原資として活用する方法」とは、別途積立金を取り崩して掛金負担を軽減するというのでしょうか。

B課長：そうだね。「確定給付企業年金法施行規則」第百十二条第3項のとおり、財政再計算の計算基準日において別途積立金がある場合にあっては、当該別途積立金を取り崩すことができ、後発債務に充当したり、特別掛金を引き下げたりして活用することができるよ。

（剰余金の処分等）

第百十二条 年金経理において決算上の剰余金を生じたときは、これを別途積立金として積み立てなければならない。

2 年金経理において決算上の不足金を生じたときは、別途積立金を取り崩してこれに充て、なお不足があるときは、翌事業年度にこれを繰り越すものとする。

3 財政再計算の計算基準日において別途積立金がある場合にあっては、当該別途積立金を取り崩すことができる。

4 （以下略）

Aさん：ありがとうございます。掛金を引き下げることが出来れば、掛金のキャッシュアウトが少なくなり、お客さまとしては資金負担がしやすいはずですよ。確かC社さまは特別掛金の拠出を行っているはず。早速、特別掛金の引き下げについてご提案をしたいと思います。

B課長：待ちなさい。財政検証の結果の1つである非継続基準、つまり純資産額と最低積立基準額の比率はどうなっているかな？

Aさん：はい。当年度の財政決算報告書を見ますと、1.00以上となっており非継続基準の財政検証には抵触しておりません。しかし、ここ数年は最低積立基準額の算定に用いる予定利率の低下の影響が年々比率は下がってきておりまして、決して非継続基準に対する余力が十分であるとは言えない状況かと思えます。

B課長：なるほど。この場合は、C社さまに別途積立金の有効活用方法として特別掛金の引き下げをご提案するのは控えた方が良いかもしれないな。

Aさん：なぜそう思われるのですか？

B課長：DB制度の積立金は責任準備金の額や最低積立基準額を下回らない必要があるよね。C社さまの別途積立金はその内の責任準備金の額に対する剰余部分なんだ。一方で、最低積立基準額は非継続基準の判定に使用しているものだけど、この額は制度によっては責任準備金よりも大きくなることもある。非継続基準に対して余力が十分でない中で特別掛金を引き下げるとどうなると思う？

Aさん：今後入ってくる特別掛金の減少によって積立金の積み立てペースが鈍くなるので、最低積立基準額の伸びによっては非継続基準の積立比率がさらに低下する可能性がある、ということですか？

B課長：そうだね。その結果、非継続基準に抵触し、追加的な掛金負担が必要になる場合もあるから、そうってしまった場合には掛金引き下げのために別途積立金を活用した結果、追加的な掛金負担が発生するということになってしまうね。

Aさん：難しいですね。

B課長：C社さまの場合は非継続基準の財政検証結果に対する余力が十分ではなかったから、こういった点も考慮する必要があるという一例だよ。拠出している掛金を引き下げるために別途積立金を活用するのではなく、従来と掛金負担を変わらないように別途積立金を活用するという方法も考えられるよ。例えば年金財政の健全性を確保するために掛金算定上の予定利率を引き下げる制度変

更を行えば、毎年度の財政検証において利差損の発生を変更前と比べて抑えられることになるよね。掛金算定上の予定利率の引き下げに伴って増加することになる掛金分、剰余金を取り崩すことで減少させることができれば、従前と掛金負担額は変わらずに年金財政の健全性に寄与することが出来るようになるね。

Aさん：ありがとうございます。年金財政の健全性を確保するための制度変更を行いその分の掛金増加を別途積立金の活用で賄うのですね。

B課長：その通りだね。他にも加入者の給付を充実させるために制度変更を行うということも考えられるね。DB制度は公的年金を補完する役割を持つと言われていることから、老後の生活所得を充実させるために、従来よりも給付を充実させる制度変更を行うことが考えられる。その結果として増加することになる債務に相当する掛金分を別途積立金の活用で賄うということだね。

Aさん：ありがとうございます。教えていただいた内容をまとめますと、「掛金見直しや給付改善の原資として活用する方法」では、既に拠出している掛金を減らす方法と何かしらの制度変更に伴い増加する債務に相当する掛金分を賄う方法の2つがあり、将来の財政検証に影響を及ぼすことも考慮に入れてご提案するということですね。

B課長：その通りだね。

Aさん：では次に2つ目の「リスクバッファとして備えておく方法」について教えていただけますでしょうか。

B課長：「確定給付企業年金法施行規則」第百十二条第2項の通り、決算上の不足金を生じたときは、別途積立金を取り崩してこれに充てることができるから、将来の不足金発生リスクに備えてリスクバッファとして留保しておくという方法だよ。

Aさん：つまり別途積立金をそのまま留保しておくことも有効活用の1つであるということですか？

B課長：そうだね。万が一、将来不足金が発生した際に別途積立金が存在しなければ追加的な掛金負担が発生することになってしまうことも考えられるから、将来のリスクに備えてリスクバッファとして留保しておくということも有効活用の1つであると私は考えているよ。

Aさん：ありがとうございます。でもどれ位留保すればよいのでしょうか。

B課長：例えば、20年に一度程度発生する可能性のある損失として算定されている財政悪化リスク相当額を目安とするということも考え方の一つとしてあると思うよ。

Aさん：確かに一つの目安にはなりますね。

B課長：いずれにしても別途積立金があるとお客さまがとれる選択肢が広がるので、今回別途積立金の活用方法を検討するにはいいタイミングだと思うよ。

Aさん：ありがとうございます。本日教えていただいたことをもう一度整理した上でお客さまに回答します。

(年金業務部 年金信託室 数理グループ 黒岩 遼平)

メールマガジンをご希望のお客さま

りそな年金研究所では、企業年金ノートやりそな年金トピックスなどの各種年金制度に関する情報発信を、メールマガジン形式(無料)でご案内しております。受信をご希望されるお客さまは、企業年金ネットワーク(こちら→ <https://resona-nenkin.secure.force.com/>)の「お知らせ」「メールマガジンをご希望のお客さま」に添付の登録依頼書に必要事項をご記入・ファイル添付のうえ、タイトルを「メールマガジン登録希望」として、以下のメールアドレスに送信してください。ご登録についての詳細につきましては、りそな年金研究所までお問い合わせください。

TEL: 06-6268-1830 送信先 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

企業年金ノート 2021(令和3)年11月号 No.643

編集・発行: 株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>